

運送現業員給料調査票

内閣統計局

昭和 年 月 分

(会社所在地)

一箇月ノ在籍現業員延人数						一箇月ノ出勤現業員延人数			
男			女			男		女	
十六歳以下	十六歳以上	計	十六歳未満	十六歳以上	計	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

給与額								一勤務日ノ時所間定	一務日数ノ平均勤	一番日数ノ平均非	
給料諸手当賞与支				一人当給料諸手当賞与日額							
男		女		男		女		勤務時間	内休憩時間	日	日
十六歳以下	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上				
円銭	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭	時分	時分	日	日

(1) 無償又ハ廉価ニテ給与スル食事ノ代金又ハ差損金総額  
 円 銭

(2) 平期年末賞与総額  
 円 銭

(3) 本票記載ノ事項ハ全国多数ノ会社ニ就テ調査シタル結果ヲ集計ノ上毎月発表スルモノナルヲ決シテ貴会社名及本票記載ノ数字ヲ此ノ儘ニテ公表スルコトナキヲ以テ聊モ貴会社ノ御迷惑トナルコトナキニ依リ事実有ノ儘ニ正確ニ御記入アリタシ

(4) 本票ノ御調製ノ上必ス翌月十五日迄ニ府県庁ニ提出セラレタシ

記入上ノ注意

- (1) 一箇月ノ在籍現業員延人数ノ欄ニハ貴会社ノ其ノ月ニ於ケル毎日ノ在籍現業員数ノ一箇月ノ延人数ヲ男女及年齢別ニ分チ夫々記入セラレタシ若シ年齢ヲ満歳ニテ十六歳未満、十六歳以上ニ分ツコト困難ナルトキハ数ヘ歳ニテ十六歳以下、十七歳以上ニ区分セラルルモ差支ナシ
- (2) 一箇月ノ出勤現業員延人数ノ欄ニハ貴会社ノ其ノ月ニ於ケル毎日ノ出勤及非普通現業員数ノ一箇月ノ延人数ヲ男女及年齢別ニ分チ夫々記入セラレタシ(所定時間以上勤務シタル場合モ所定時間以下勤務シタル場合モ之ヲ一人トシテ計算アリタシ)
- (3) 一箇月ノ給料諸手当賞与支払総額ノ欄ニハ月給、日給、時間給等普通給料及各種手当並ニ賞与等(現金又ハ伝票ニテ支給スルモノニ限り無償又ハ廉価ニテ給与スルモノノ代金又ハ差損金ハ決シテ之ヲ加算セサルコト)ノ一箇月ノ支払総額ヲ記入セラレタシ
- (4) 一人当給料諸手当賞与日額ノ欄ニハ(2)ノ一箇月ノ出勤現業員延人数ヲ以テ(3)ノ一箇月ノ給料諸手当賞与支払総額ヲ除シタル一人当ノ実収日額ヲ記入セラレタシ
- (5) 無償又ハ廉価ニテ現業員(現業員以外ノ者ニ対スル分ハ必ス之ヲ除クコト)ニ給付スル食事ノ代金又ハ差損金ノ総額ヲ備考欄(1)ニ記入セラレタシ
- (6) 現業員(現業員以外ノ者ニ対スル分ハ必ス之ヲ除クコト)ニ対スル半期年末賞与金ハ其ノ月ノ支払総額中ニ加ヘス其ノ賞与金総額ヲ備考欄(2)ニ記入セラレタシ
- (7) 一日ノ所定勤務時間ノ欄ニハ貴会社所定ノ勤務時間ヲ記入セラレタシ但シ継続的ニ所定時間外勤務セシメル場合ハ之ヲ加算セラレタク尚現業員ニ依リ所定勤務時間ノ異なる場合ハ多数ノ現業員ニ対スル勤務時間ヲ採ラレタシ
- (8) 一箇月ノ平均勤務日数ノ欄ニハ公休日及非番日数ヲ除キタル一箇月ノ平均勤務日数ヲ記入セラレタシ
- (9) 一箇月ノ平均非番日数ノ欄ニハ公休日以外ノ一箇月ノ平均休養日数ヲ記入セラレタシ
- (10) 若シ貴会社ノ給料計算期間カ暦月ト一致セサル場合(例ヘハ前月二十六日ヨリ後月二十五日迄一計算期間トスルカ如シ)ニハ貴会社実施ノ賃銀計算期間ニ依リ二箇月ノ在籍現業員延人数 一箇月ノ出勤現業員延人数 一箇月ノ給料諸手当賞与支払総額 一人当給料諸手当賞与日額一日ノ所定勤務時間 一箇月ノ平均勤務日数 一箇月ノ平均非番日数ヲ夫々記入セラレタシ